

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03325

研究課題名（和文）学術法制に関する「立法の法哲学」の視点からの原理的考察

研究課題名（英文）Fundamental Reflections on Academic Law from Perspective of Legisprudence

研究代表者

山田 八千子（Yamada, Yachiko）

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：90230490

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、立法政策や立法執務に止まらない、より原理的な立法の哲学という視点から、科学技術基本法および改正された科学技術イノベーション基本法を対象にして、学術法制への変遷を助案した上で、分析・検討することにより、学術法制に関する立法のあり方について、原理的な考察をおこなった。学術コミュニティに関わる抜本的構造転換につながりうる日本学術会議法の改正をめぐる問題についても扱うことにより、人文・社会科学の意義自然科学と人文・社会科学との望ましい関係のあり方および専門知と民主的基盤との関係について、より鳥瞰的な視点で問題点を抽出した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術コミュニティを担う専門家や専門知自体に対する基盤の揺らぎの状況下において、政府のみならず国民からの信頼を確保する重要性が顕著になっており、こうした不信を解消するための短期的な方策だけでは十分でなく、専門家や専門知の価値の再定位をする必要性が明かになるといふ点で社会的意義が認められると共に、各国固有の歴史的状況を踏まえた、政府と学術コミュニティのあり方を確立することの重要性や、現場における法実践や慣行を助案できるような、規制の枠組みやあり方が示される立法のあり方についての示す点で、学術的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research is a principled examination of the ideal way of legislating in relation to academic law. This research is not limited to legislative policy and legislative work, but is conducted from the perspective of a more fundamental philosophy of legislation. The subjects are both the Basic Law on Science and Technology and the revised Basic Law on Science, Technology and Innovation. It also addresses the issue of the revision of the Science Council of Japan Act, which could lead to a drastic structural change in the academic community. From a more holistic perspective, various problems have been identified regarding the desirable relationship between civil society and the relationship between expertise and democratic foundations.

研究分野：法哲学

キーワード：立法学 立法の哲学 学術法制 専門知

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、立法の哲学としての立法学の視点から、自然科学および人文・社会科学双方を含む意味の学術の振興のための法的・制度的仕組みである学術法制を分析・検討し、より良き学術法制スキームを提示へと繋げることを企画した研究である。研究開始当初の背景については、立法学の領域と学術の振興のための法的・制度的な仕組みの領域のそれぞれの背景が考えられる。立法学については、伝統的には、立法政策や立法執務を扱うものが中心を占めていたが、法概念論としての規範的法実証主義研究に基づく、政策判断と異なる意味での立法の質保証を担保する立法のより原理的な立法の法哲学が確立されつつある。本研究も政策や執務を超える考察に基づく形での展開を目指すものである。

(2) 学術法制は、広義では学術に関わる法制度全般を指すが、本研究においては、自然科学のみならず人文・社会科学双方をも含んだ、つまり技術としての科学とは区別される科学 - 英語では Science と表される - としての学術の振興のための法的・制度的仕組みを指すものとして用いられている。この意味での学術法制は、我が国で科学が科学技術と結びつけて用いられてきた経緯を勘案し学術に科学を含むような、学術をより包括的な上位概念として用いている。研究開始当初において、学術法制に関わる最も重要な法は科学技術基本法であり、この科学技術基本法に基づき、総合科学技術・イノベーション会議は、内閣総理大臣、科学技術政策担当大臣の下、総合的・基本的な科学技術・イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行い、科学技術計画を計画していた。この科学技術基本法第1条(目的)においては、「当該法律が科学技術の振興に関する施策の基本的な事項を定めている」と規定し、科学技術(人文科学のみに係るものは除く)と規定されており、このように文面上で人文・社会科学が除かれていること及び自然科学の中でも技術志向の科学、科学を基礎とした技術に置かれていることを批判する研究等が多く存在しているものの(「争議的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」(2010年8月)と題する日本学術会議勧告、石井紫郎「『学術基本法』の制定を目指して」学術月報61巻3号(2008年等) 科学技術基本法は維持、人文・社会科学も重視する政策への転換はいまだなされていなかった。(たとえば、たとえば2015年6月15日付けの文部科学大臣による国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて(通知)において自然科学には触れず人文社会科学につき特に言及して組織の廃止や社会適用性の高い分野への転換を示唆する表現を用いる等)。本研究は、こうした背景を踏まえて、学術体制をめぐる立法の法哲学の視点からの再定位を目指すものとして企画された。なお、科学技術基本法は、2020年、令和二年法律第六十三号による改正により、科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)となり、2021(令和三年)4月1日に施行された。科学技術・イノベーション基本法においては、科学技術基本法におけるような人文科学を除くという文言は削除されていることをはじめ、研究当初の背景とは異なる状況が出現している。加えて、学術法制にとって、学術コミュニティは学術組織の基盤をなしており、科学者の代表機関である日本学術会議に関わる学術会議法も、学術法制にとって非常に重要な法律である。日本学術会議は、総合科学技術・イノベーション会議と並び、政府と独立した機関としての地位にあり、日本学術会議法は独立性を支えるものとして、本研究開始当初にはいわば前提として、つまり改正を議論する対象とはしていなかったが、第25期日本学術会議会員任命問題を契機とした一連の日本学術会議自体についての検討の中で日本学術会議法の改正が直面する課題になっていることも研究開始当初の背景とは異なっている。

2. 研究の目的

(1) 1. 研究の背景に記載の通り、本研究は、立法の哲学としての立法学の視点から、自然科学および人文・社会科学双方を含む意味の学術の振興のための法的・制度的仕組みである学術法制を分析・検討し、より良き学術法制スキームを提示することを目的とする。より具体的には、研究開始当初の研究の背景を踏まえて、科学技術基本法に代わる学術「基本法」を制定して学術法制の仕組みの構築という従来の研究動向の延長ではなく、政策プログラムを抽象的に示すいわゆる「基本法」の問題点を指摘し、立法の哲学の視点から、学術の現場における法実践や慣行を勘案できるような、学術組織、資金配分、学術コミュニティ等の規制の枠組みやあり方を検討・提案することを目的とする。

(2) 1. 研究の背景において言及したように、科学技術基本法の改正に関する議論が進行し、2020年、科学技術・イノベーション基本法(平成七年法律第百三十号)が成立し、本研究の研究開始当初、主たる問題の一つであった、科学技術基本法におけるような人文科学を除くという文言の削除は実現されたものの、イノベーション概念の意義や、科学技術の進歩及びイノベーションの創出にとって重要な自然科学と人文科学との相互の関わり合いや両者の調和のとれた発展の意味をめぐって同法に対する議論は日本学術会議第一部人文・社会科学の役割とその振興に関する分科会などによって継続されている。また、学術コミュニティの基盤となる日本学術会議に関わる日本学術会議法の改正の議論が急速に進みつつあり、こうした状況を立法の哲学の見地から分析した上で、専門知の現場における法実践や慣行を勘案できる、学術成果・知見を国の政策に反映させる新たな法的・制度的な仕組みを検討・提示することを研究の目的とする。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、学術法制にかかる先行研究の精査、立法学についての申請者の研究を学術法制の領域に適用する際の予想される論点の設定、諸外国の法制概要の分析をふまえて日本の学術法制に関わる論点の抽出をおこない、この成果を踏まえて、新たな学術法制スキームの仮説的なモデルの有効性について検証を進めるという方法をとる。学術の現場における法実践や慣行について広く文献その他の情報を収集すると共に、学術組織や学術コミュニティ等の規制の枠組みやあり方、政府との関係などについても検討をおこなう。文献の収集と分析にわたっては、学術法制の領域としては、大学のような学術組織のあり方、学術のための資金配分法制、大学や日本学術会議のような学術コミュニティが学術政策にどのように関与するかという3つの柱となる視点で上掲の文献の収集と分析を行うものである。とりわけ、従来の日本の研究では学術コミュニティが政策にどのように関わるかという点についての研究が十分でないので、これらの分野についての文献の収集を重点的に行うという方法がとられている。

(2) 意見交換・ディスカッションにより、研究の方向性を確認し、必要に応じて修正を行うという方法がとられている。国内外の学会において、随時、(1)の検討結果を報告し、意見交換をおこなう。中心的には、国外においては、専攻領域の法哲学に関して所属する国際学会であるIVR（国際社会哲学法哲学会）において立法学に関わるワーキンググループにおいて報告をおこない意見交換をおこなう。国内においては、日本学術会議第23期から第25期にかけて所属する法学委員会の学術法制に関わる委員会（23期および24期は学術と法分科会、25期は法曹養成と学術法制分科会）において学術法制に関わる報告をおこない意見交換をし、これにより、研究の必要性及び方向性を確認された。

(3) 1. 研究背景に記載の通り、本研究当初の状況からの大きな変化として、科学技術イノベーション基本法の成立および日本学術会議をめぐる日本学術会議法改正を含めた改革の動きが挙げられる。この二つについて、前者についての立法の経緯や新法に対する評価についての情報を収集し分析し、日本学術会議をめぐる一連の改革については、学術会議および政府双方の動向について情報を収集し、とりわけ立法の法哲学の見地から、日本学術会議法の改正についての立法過程や学術コミュニティ・専門知と民主的基盤との相克について分析を加えた。

4. 研究成果

(1) 本研究では、人文・社会科学の意義を積極的に位置づけ、自然科学と人文・社会科学との望ましい関係のあり方及び具体的な学術法制について検討するものである。従来の学術法制の研究では用いられなかった立法の哲学という立法学の視点をを用い、研究当初に施行されていた科学技術基本法のみならず研究期間中に成立した科学技術イノベーション基本法について分析・検討することにより、学術法制に関する立法のあり方について、原理的な考察をおこなうことができた。また、学術コミュニティに関わる抜本的構造転換につながりうる日本学術会議法の改正の問題についても、併せて分析・検討することにより、より鳥瞰的な視点で学術法制についての問題点を抽出した。

(2) 研究期間中において、専門知や専門家に対する政府のみならず国民からの不信が明らかになり、これを単に解消する方策だけでなく専門家や専門知の価値の再定位をする必要性が明らかになると共に、各国固有の歴史的状況を踏まえた、政府と学術コミュニティのあり方を確立することの重要性や、現場における法実践や慣行を勘案できるような、規制の枠組みやあり方が示される立法のあり方についての一定の評価が示された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 Yachiko Yamada	4. 巻 29-13
2. 論文標題 The Function of Judicial Practice Concerning the Reform of the Japanese Civil Code (Example of "Contract for Work")	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 studia Uuridica Lublinensia	6. 最初と最後の頁 163-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 Yachiko Yamada	4. 巻 27-1
2. 論文標題 The Role of Judicial Precedents in Japanese Law-Making Process on the Japanese Civil Code (Law of Obligation) Reform	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Studia Uuridica Lublinensia	6. 最初と最後の頁 83-93
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.17951/sil.2018.27.1.83	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 山田八千子
2. 発表標題 「5年一貫コース」導入の法学部・法科大学院・研究者大学院への影響について－現在と未来－
3. 学会等名 日本学術会議法学委員会法曹養成と学術法制分科会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 山田八千子
2. 発表標題 学術と法・学術法制の課題
3. 学会等名 日本学術会議法学委員会法曹養成と学術法制分科会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yachiko Yamada
2. 発表標題 “Contract Law” beyond States and the Rule of Law
3. 学会等名 IVR(国際法哲学会)(国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山田八千子
2. 発表標題 The Role of Judicial Precedents in Making Statute Laws. On the Process of Japanese Civil Code
3. 学会等名 Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie (国際学会)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関